

譲渡推進施設基本構想調査委託業務 仕様書

1 業務名

譲渡推進施設基本構想調査委託業務

2 業務の目的

愛知県では、昭和 62 年に動物愛護センター（以下「センター」という。）本所を設置以降、県内に 3 か所の支所を併せて合計 4 か所の施設を動物愛護行政の拠点として設置しているが、センターの施設設備や立地が現在主に行っている譲渡事業や動物愛護普及啓発事業に即していないことから、再整備を行う必要がある。

このため、令和 6 年度に譲渡推進施設検討調査を実施し、本県に適した譲渡推進施設のあり方について検討した。その結果、本県では、動物愛護センター本・支所で野犬捕獲等の動物管理業務について引き続き継続しながら、譲渡等の動物愛護業務を強化できるよう、現状の本・支所体制を維持したうえで施設設備の転換を行うことが適当である、と取りまとめた。

令和 6 年度に実施した譲渡推進施設検討調査の結果をもとに、本・支所の役割や必要となる機能、施設・設備等について整理等を行い、本・支所の再整備方針を決定することを目的とする。

3 委託契約期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 20 日（金）まで

4 委託業務内容

（1）センター本・支所の役割や施設規模等の整理

①敷地条件等の整理

整備場所の法的条件や業務の問題点に対する解決策等を整理する。

②民間との協働可能事業の整理等

センターが担う役割のうち、民間との協働可能な事業の範囲、民間事業者との連携のあり方、課題等を整理するとともに、民間活力導入の可能性を調査する。

③必要な施設機能・規模等の算出

①及び②の結果や、令和 6 年度に実施した譲渡推進施設検討調査の結果として策定した施設計画のコンセプトをもとに、整備後のセンター本・支所が担う役割や必要となる施設機能の整理を行い、各施設に必要な人員・施設規模等を算出する。

（2）各施設の整備方針の検討

①現地整備手法の検討

現地整備の手法として、委託者の指定する現地建替え手法が可能かどうかを調査するとともに、改修や増築等の実現可能な整備手法を各施設 2 案ずつ提案し、各手法の課題の洗い出しを行う。さらに、各案に係る概算費用を算出する等により、各案の比較検討資料を作成する。

②移転新築場所敷地内における建物のレイアウトの検討

委託者が指定する移転新築候補地における建物のレイアウト（２～３案程度）提案を行う。さらに、各案に係る概算費用を算出する等により、各案の比較検討資料を作成する。

（３）検討会の開催支援

愛知県保健医療局生活衛生部生活衛生課及びセンター職員等と検討会を開催し、作業の進捗状況の報告や今後の方向性について協議する。検討会資料の作成支援、検討会出席、議事録作成を行う。

（４）有識者会議の出席

有識者会議に出席し、有識者からの意見等を本調査業務に反映するものとする。
（計３回程度）

有識者会議の議事録作成を行う。

（５）他県等の先進事例調査

譲渡を推進する施設を設置している他自治体等（民間施設を含む）の先進事例を調査する。現地視察（２か所程度）やヒアリングなどによる施設に関する調査を行い、また、委託者のみで行った同調査結果について、動物愛護行政の実施状況、民間活力導入など運営方法、災害時の役割等の事例として整理・分析を行う。

（６）基本構想のとりまとめ

（１）～（５）の結果をもとに、現センター本・支所の整備の方針を決定し、本・支所全体の今後の整備スケジュールを策定する。譲渡推進施設整備基本構想を報告書としてとりまとめる。なお、報告書については、概要版を作成すること。

（７）イメージ図の作成

譲渡推進施設整備のイメージ図を作成する。（Ａ４版３枚程度）なお、イメージ図の内容については、委託者との協議に基づき作成するものとする。

（８）打合せ協議

原則として、以下のとおり行うものとし、これ以外にも必要に応じて適宜行う。

- ・業務着手時（１回）
- ・有識者会議開催前（２回程度）
- ・先進事例調査前（１回）
- ・各施設の整備方針及び民間活力可能性調査中間報告書（１回）
- ・中間報告書完成前（１回）
- ・最終報告書完成前（１回）
- ・最終報告書完成時（１回）
- ・検討会（毎月１回、上記打合せ開催月は除く）

【実施スケジュール】

委託業務の内容	結果を反映させる資料	提出時期
（１）の①及び② ----- （２）	各施設の整備方針及び民間活力可能性調査中間報告書	令和７年８月
全業務	中間報告書	令和７年１０月
全業務	最終報告書（譲渡推進施設基本構想）	令和８年２月

5 成果品

成果品は以下の内容、提出方法とする。

(1) 各施設の整備方針及び民間活力可能性調査中間報告書

ア 成果品の体裁

A 4判縦、横書き、作図等は適宜（A 3判の折込可）

イ 納品方法

紙媒体 1 部及び電子データ（メール納品可）

ウ 納品期日

令和 7 年 8 月末日

(2) 中間報告書

ア 成果品の体裁

A 4判縦、横書き、作図等は適宜（A 3判の折込可）

イ 納品方法

紙媒体 1 部及び電子データ（メール納品可）

ウ 納品期日

令和 7 年 10 月末日

(3) 最終報告書（報告書全文及び概要版）

ア 成果品の体裁

A 4判縦、横書き、作図等は適宜（A 3判の折込可）

イ 納品方法

(ア) 紙媒体

①報告書 50 部（100 ページ程度を想定。表紙：デザインなし・カラー版、本文：図表、グラフ等は適宜カラー印刷、簡易製本）

②概要版 50 部（2 ページ程度を想定。A 3 版横、カラー版）

(イ) 電子媒体

電子データを収録した電子媒体 2 部

（MS ワード、エクセル、パワーポイント等で作成した文書ファイルで、委託者が再利用できるもの及び PDF ファイル）

ウ 納品期日

令和 8 年 2 月中で、委託者が別途指示する日

6 その他

(1) 委託業務の開始から終了までの間、調査内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(2) 本調査業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すること。

(3) 委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。

(4) 著作権をはじめ、本業務の成果品及び有識者会議資料における一切の権利は、愛知県に帰属する。

- (5) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (6) 調査のために愛知県が提供した資料等については、調査終了後速やかに返却すること。
- (7) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしはならない。(委託終了後も同様とする。)
- (8) 本業務の実施に当たり、愛知県から別途指示があった場合には、可能な限り対応すること。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者の協議により定めるものとする。